

参 考 资 料

目 次

I 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	1
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	2
第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	3
第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	4
その1 公民給与比較の対象職種	4
その2 公民給与比較の対象外職種	16
その3 再雇用者	18
第4表 民間事業所の従業員と職員との対応関係	19
第5表 民間における初任給の改定状況	20
第6表 民間における家族手当の支給状況	20
第7表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	21
第8表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	21
第9表 民間における定年制の状況	22
第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	22
第11表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	22

II 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法	24
第12表 高知市における費目別、世帯人員別標準生計費	25

III 労働経済関係資料

第13表 労働経済指標	26
-------------	----

IV 職員給与関係資料（令和5年職員給与実態調査）

第14表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経過年数	28
第15表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	28
第16表 職員の平均給与月額	29
第17表 職員の給料表別、級別、号給別人員	30
その1 行政職	30
その2 研究職	32
その3 医療職(1)	33
その4 医療職(2)	34
その5 医療職(3)	35
その6 小・中学校等教育職	36
その7 高等学校等教育職	37
その8 警察官	38
第18表 職員の通勤状況	40
その1 交通機関の種類別通勤状況（交通用具併用者を除く。）	40
その2 交通用具の種類別通勤状況（交通機関併用者を除く。）	40
その3 通勤方法別割合	40

V 国家公務員給与との比較

第19表 ラスパイレス指数の推移	41
第20表 平均給料月額	41
第21表 給料表の水準（全級号給の合計額）	41

VI 人事院勧告関係資料

令和5年人事院勧告・報告について	42
本年の勤務時間に関する勧告のポイント	45
給与制度のアップデート 概要	45

I 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を民間事業所の従業員の給与と比較検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

高知県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和5年4月分の最終給与締切日現在において、常勤の従業員数が50人以上の企業規模で、かつ、単位事業所の常勤の従業員数が50人以上の県内民間事業所

(2) 調査対象職種

行政職相当職22職種、その他の職種54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した県内231事業所を組織、規模、産業により層化分類し、92事業所を無作為抽出法により抽出した。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、調査事業所において該当する従業員が多数に上るときは、無作為抽出を行い、抽出された従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は、2,846人（うち初任給関係職種77人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は、11,406人（うち初任給関係職種279人）である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(3) 集計については、その一部分を人事院から独立行政法人統計センターに依頼した。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和5年職種別民間給与実態調査)

産 業	企 業 規 模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	77	21	41	15
鉱 業 、 建 設 業	3	1	1	1
製 造 業	23	1	19	3
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	14	8	3	3
卸 売 業 、 小 売 業	8	1	6	1
金 融 業 、 保 険 業 、 物 品 賃 貸 業	3	3	—	—
教育、学習支援業、医療、福祉、 サ ー ビ ス 業	26	7	12	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が15事業所あった。
 2 「500人以上」とは企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下各表について同じ。）。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 176,900	—	※ 176,900	—
		大学卒	203,585	212,018	189,565	—
		短大卒	—	—	—	—
		高校卒	166,138	※ 183,090	※ 158,953	※ 180,000
	新卒技術者	大学院修士課程修了	※ 205,000	—	※ 205,000	—
		大学卒	204,128	※ 207,000	※ 203,319	—
		短大卒	※ 151,000	—	※ 151,000	—
		高校卒	158,646	※ 163,000	※ 145,500	※ 162,000
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	※ 180,529	—	※ 180,529	—
		大学卒	203,674	211,692	193,566	—
		短大卒	※ 151,000	—	※ 151,000	—
		高校卒	161,308	※ 168,592	154,070	165,000
そ の 他	新卒船員	海上技術学校卒	—	—	—	—
	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	196,080	186,700	202,333	—
準新卒准看護師	養成所卒	※ 183,000	—	※ 183,000	—	

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 ※印は、調査実人員が5人以下であることを示す。

第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

(令和5年職種別民間給与実態調査)

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員 (人)	平均年齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A) (円)	うち時間外手当(B) (円)	(A)-(B) (円)		
事務・技術関係職種	支店長	3	56.3	670,676	78	670,598	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	55.8	637,811	0	637,811	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	*	57.5	743,033	250	742,783	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	3	55.5	675,481	0	675,481	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	55.0	747,440	0	747,440	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	*	56.5	520,590	0	520,590	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務部長	79	54.7	555,113	7,412	547,701	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	47	55.5	606,740	12,357	594,383		
短大卒	8	54.3	452,413	7,451	444,962		
高校卒	23	53.9	483,918	0	483,918		
中学卒	*	52.5	892,500	0	892,500		
技術部長	18	55.1	467,668	742	466,926	同上	
大学卒	4	54.7	512,704	0	512,704		
短大卒	6	56.7	492,301	2,412	489,889		
高校卒	8	54.3	434,238	0	434,238		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	53	52.6	532,135	14,143	517,992	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
大学卒	37	50.9	603,275	22,849	580,426		
短大卒	4	55.4	452,578	0	452,578		
高校卒	12	55.1	407,993	0	407,993		
中学卒	—	—	—	—	—		

(注) 1 「*」印は、調査実人員が2人以下の場合である(以下この表において同じ。)
 2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)	
技術部次長	15	53.7	535,470	0	535,470	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	3	54.6	746,536	0	746,536	
短 大 卒	4	52.4	567,029	0	567,029	
高 校 卒	8	54.0	427,263	0	427,263	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務課長	201	50.1	500,554	9,099	491,455	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	126	49.8	537,939	8,700	529,239	
短 大 卒	25	50.7	406,567	3,043	403,524	
高 校 卒	49	50.6	459,109	12,883	446,226	
中 学 卒	*	50.5	492,163	0	492,163	
技術課長	64	51.6	492,046	16,801	475,245	同 上
大 学 卒	25	49.9	543,252	18,262	524,990	
短 大 卒	3	53.6	492,891	81,548	411,343	
高 校 卒	36	52.6	456,665	9,894	446,771	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務課長代理	122	48.6	476,451	39,034	437,417	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
大 学 卒	76	47.7	510,610	43,551	467,059	
短 大 卒	23	50.3	414,392	32,696	381,696	
高 校 卒	23	49.8	437,306	32,154	405,152	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
技術課長代理	43	51.8	512,708	90,774	421,934	同 上
大 学 卒	6	47.4	479,507	97,171	382,336	
短 大 卒	4	49.1	470,476	97,609	372,867	
高 校 卒	33	52.8	522,837	88,963	433,874	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務係長	238	47.2	406,967	43,320	363,647	係相当の組織の長及び係長級専門職
大 学 卒	131	45.7	416,791	48,654	368,137	
短 大 卒	52	48.7	368,860	36,666	332,194	
高 校 卒	55	49.1	418,331	37,656	380,675	
中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下この表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	108	48.2	461,922	56,522	405,400	係相当の組織の長及び係長級専門職
	大 学 卒	26	43.9	430,903	55,215	375,688	
	短 大 卒	18	48.1	455,737	52,663	403,074	
	高 校 卒	63	49.8	476,883	57,679	419,204	
	中 学 卒	*	56.5	342,461	95,266	247,195	
	事務主任	172	44.9	334,072	28,637	305,435	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	90	42.7	357,755	32,155	325,600	
	短 大 卒	42	49.1	316,209	31,234	284,975	
	高 校 卒	38	46.3	303,810	18,976	284,834	
	中 学 卒	*	30.9	275,114	31,770	243,344	
	技術主任	49	41.6	324,852	39,054	285,798	同 上
	大 学 卒	24	37.0	303,714	31,722	271,992	
	短 大 卒	11	43.5	374,406	52,148	322,258	
	高 校 卒	14	47.5	320,947	40,745	280,202	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	812	39.6	269,479	19,421	250,058	
	大 学 卒	339	36.7	284,336	22,474	261,862	
	短 大 卒	214	42.9	254,221	15,938	238,283	
	高 校 卒	257	40.9	261,812	17,979	243,833	
中 学 卒	*	46.5	210,815	21,358	189,457		
技術係員	215	33.5	325,913	53,316	272,597		
大 学 卒	61	30.7	296,964	46,161	250,803		
短 大 卒	46	32.5	327,575	61,996	265,579		
高 校 卒	108	35.3	339,614	53,544	286,070		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下この表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B)		
					(円)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	56.3	670,676	78	670,598	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	大 学 卒	*	55.8	637,811	0	637,811	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	57.5	743,033	250	742,783	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	*	55.5	880,000	0	880,000	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	55.5	880,000	0	880,000	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	34	55.3	566,849	66	566,783	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	20	55.6	667,698	129	667,569	
	短 大 卒	4	58.2	481,546	0	481,546	
	高 校 卒	10	53.8	453,174	0	453,174	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	*	56.5	592,616	6,163	586,453	同 上
大 学 卒	—	—	—	—	—		
短 大 卒	*	56.5	607,176	9,276	597,900		
高 校 卒	*	56.5	563,790	0	563,790		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	35	53.8	546,096	112	545,984	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	23	52.2	667,938	210	667,728		
短 大 卒	3	57.5	475,992	0	475,992		
高 校 卒	9	55.2	391,081	0	391,081		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	3	56.2	858,000	0	858,000	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
	大 学 卒	*	55.0	853,000	0	853,000	
	短 大 卒	*	58.5	868,000	0	868,000	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	153	50.2	517,918	7,154	510,764	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	97	50.1	563,734	6,118	557,616	
	短 大 卒	19	50.9	399,311	59	399,252	
	高 校 卒	37	50.3	467,451	12,907	454,544	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	20	53.1	640,541	12,518	628,023	同 上
	大 学 卒	10	51.6	675,099	0	675,099	
	短 大 卒	*	54.5	594,059	147,616	446,443	
	高 校 卒	8	54.8	606,095	1,280	604,815	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長代理	89	48.1	495,682	42,648	453,034	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長-係長間)
	大 学 卒	62	47.6	520,406	46,856	473,550	
	短 大 卒	13	49.9	412,013	35,862	376,151	
	高 校 卒	14	48.7	470,739	32,472	438,267	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	22	52.9	542,886	76,412	466,474	同 上	
大 学 卒	*	45.5	501,630	86,730	414,900		
短 大 卒	*	47.5	491,324	63,024	428,300		
高 校 卒	19	53.9	549,943	76,030	473,913		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	127	48.9	463,726	52,818	410,908	係相当の組織の長及び係長級専門職	
大 学 卒	73	46.9	465,814	59,280	406,534		
短 大 卒	25	49.8	398,980	42,099	356,881		
高 校 卒	29	52.6	506,672	46,436	460,236		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	41	51.5	576,304	66,533	509,771	係相当の組織の長及び係長級専門職
	大 学 卒	6	40.8	591,752	104,528	487,224	
	短 大 卒	7	52.9	593,616	71,694	521,922	
	高 校 卒	28	53.2	569,079	57,698	511,381	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務主任	63	44.3	355,046	38,580	316,466	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	38	41.7	381,427	43,157	338,270	
	短 大 卒	14	50.2	325,125	37,903	287,222	
	高 校 卒	10	48.2	315,163	26,616	288,547	
	中 学 卒	*	26.5	264,894	24,774	240,120	
	技術主任	7	41.4	357,984	59,499	298,485	同 上
	大 学 卒	4	38.5	328,993	46,761	282,232	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	45.0	394,259	75,437	318,822	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	373	39.0	283,402	22,632	260,770	
大 学 卒	181	36.0	289,209	24,298	264,911		
短 大 卒	80	43.1	272,626	18,355	254,271		
高 校 卒	111	40.8	281,522	22,547	258,975		
中 学 卒	*	52.5	247,902	47,402	200,500		
技術係員	86	35.4	382,279	66,350	315,929		
大 学 卒	17	30.5	344,158	61,621	282,537		
短 大 卒	17	32.5	391,922	93,994	297,928		
高 校 卒	52	38.2	392,580	58,852	333,728		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)	
支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	—	—	—	—	—	
短 大 卒	—	—	—	—	—	
高 校 卒	—	—	—	—	—	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
工 場 長	*	55.5	557,627	0	557,627	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	*	54.5	594,664	0	594,664	
短 大 卒	—	—	—	—	—	
高 校 卒	*	56.5	520,590	0	520,590	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 長	41	54.7	530,384	14,721	515,663	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	27	55.3	567,240	20,281	546,959	
短 大 卒	4	50.4	423,226	14,915	408,311	
高 校 卒	10	55.1	480,760	0	480,760	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 部 長	9	56.1	517,282	449	516,833	同 上
大 学 卒	3	55.5	573,431	0	573,431	
短 大 卒	4	56.8	502,323	1,001	501,322	
高 校 卒	*	55.5	467,545	0	467,545	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 次 長	17	49.8	514,402	42,361	472,041	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
大 学 卒	13	48.5	536,082	56,919	479,163	
短 大 卒	*	49.5	386,500	0	386,500	
高 校 卒	3	54.9	470,178	0	470,178	
中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	11	52.8	435,763	0	435,763	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
	大 学 卒	*	53.5	447,600	0	447,600	
	短 大 卒	3	49.5	426,183	0	426,183	
	高 校 卒	7	54.1	438,177	0	438,177	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	40	49.8	435,402	19,725	415,677	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	24	49.2	438,054	21,843	416,211	
	短 大 卒	6	49.8	435,335	14,874	420,461	
	高 校 卒	9	51.3	424,616	19,678	404,938	
	中 学 卒	*	50.5	492,163	0	492,163	
	技術課長	38	50.3	419,330	22,838	396,492	同 上
	大 学 卒	15	48.5	430,403	33,892	396,511	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	23	51.6	411,782	15,303	396,479	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長代理	29	50.4	434,570	29,159	405,411	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長-係長間)
	大 学 卒	13	48.5	471,115	24,663	446,452	
	短 大 卒	8	49.6	428,861	41,793	387,068	
	高 校 卒	8	53.8	386,559	24,179	362,380	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	21	50.1	468,322	111,897	356,425	同 上	
大 学 卒	4	48.8	463,978	104,500	359,478		
短 大 卒	3	49.8	460,720	113,793	346,927		
高 校 卒	14	50.6	471,192	113,604	357,588		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	84	46.5	348,371	45,039	303,332	係相当の組織の長及び係長級専門職	
大 学 卒	46	44.5	348,279	44,331	303,948		
短 大 卒	21	48.0	353,472	46,735	306,737		
高 校 卒	17	49.9	342,288	44,785	297,503		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	64	45.0	358,101	47,214	310,887	係相当の組織の長及び係長級専門職
	大 学 卒	20	45.3	363,430	34,529	328,901	
	短 大 卒	10	43.5	345,250	36,777	308,473	
	高 校 卒	33	45.0	359,478	57,797	301,681	
	中 学 卒	*	56.5	342,461	95,266	247,195	
	事務主任	81	45.4	326,245	32,091	294,154	係長等のいる事業所における主任
	大 学 卒	37	42.8	342,867	32,068	310,799	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
	短 大 卒	25	47.6	318,575	33,881	284,694	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	高 校 卒	18	48.1	305,526	29,346	276,180	中間職（係長一係員間）
	中 学 卒	*	36.5	288,291	40,791	247,500	
	技術主任	31	36.7	304,644	25,408	279,236	同 上
	大 学 卒	17	33.4	291,007	24,291	266,716	
	短 大 卒	8	40.0	355,193	34,322	320,871	
	高 校 卒	6	42.0	281,733	17,637	264,096	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	365	40.2	251,258	17,363	233,895	
大 学 卒	126	36.6	274,456	23,222	251,234		
短 大 卒	115	43.0	237,812	14,610	223,202		
高 校 卒	124	41.3	239,499	13,826	225,673		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術係員	118	32.6	268,234	39,606	228,628		
大 学 卒	44	30.7	263,013	35,039	227,974		
短 大 卒	29	32.6	261,098	28,939	232,159		
高 校 卒	45	34.5	277,654	50,601	227,053		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

4 企業規模100人未満

職種名	調査実人員 (人)	平均年齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A) (円)	うち時間外 手当(B) (円)	(A)-(B)		
					(円)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—			
技 術 関 係 職 種	事務部長	4	52.3	641,018	0	641,018	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	52.2	557,190	0	557,190	
	中学卒	*	52.5	892,500	0	892,500	
	技術部長	7	54.2	409,541	0	409,541	同 上
	大学卒	*	53.5	412,946	0	412,946	
	短大卒	*	56.5	375,230	0	375,230	
	高校卒	5	53.9	415,723	0	415,723	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	*	56.5	441,421	0	441,421	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大学卒	*	56.5	441,421	0	441,421	
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	*	53.5	382,634	0	382,634	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	53.5	382,634	0	382,634	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	8	49.9	439,046	6,781	432,265	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	5	48.1	437,449	10,849	426,600	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	52.8	441,707	0	441,707	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	6	52.5	388,551	5,037	383,514	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	*	52.5	368,020	0	368,020	
	高 校 卒	5	52.5	392,657	6,044	386,613	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長代理	4	48.0	402,346	33,546	368,800	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長-係長間)
	大 学 卒	*	45.5	454,559	65,159	389,400	
	短 大 卒	*	53.5	390,350	0	390,350	
	高 校 卒	*	39.5	374,123	69,023	305,100	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	-	-	-	-	-	同 上	
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	27	43.3	330,751	9,881	320,870	係相当の組織の長及び係長級専門職	
大 学 卒	12	43.9	368,404	15,279	353,125		
短 大 卒	6	47.2	319,889	1,328	318,561		
高 校 卒	9	39.8	287,788	8,385	279,403		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A) (円)	う ち 時 間 外 手 当 (B) (円)	(A) - (B) (円)	
技術係長	3	48.8	350,577	49,705	300,872	係相当の組織の長及び係長級専門職
大 学 卒	—	—	—	—	—	
短 大 卒	*	48.5	308,158	36,580	271,578	
高 校 卒	*	49.0	371,786	56,268	315,518	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務主任	28	44.6	322,544	11,366	311,178	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
大 学 卒	15	43.8	348,324	18,231	330,093	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
短 大 卒	3	53.5	285,503	4,169	281,334	中間職（係長一係員間）
高 校 卒	10	43.3	294,985	3,228	291,757	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
技術主任	11	50.9	351,017	57,371	293,646	同 上
大 学 卒	3	49.5	334,949	49,808	285,141	
短 大 卒	3	49.2	405,729	81,210	324,519	
高 校 卒	5	52.7	327,831	47,606	280,225	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務係員	74	40.4	265,439	11,949	253,490	
大 学 卒	32	39.9	285,445	11,885	273,560	
短 大 卒	19	41.6	253,016	12,789	240,227	
高 校 卒	22	39.9	250,936	11,860	239,076	
中 学 卒	*	41.5	180,400	0	180,400	
技術係員	11	22.8	231,008	33,934	197,074	
大 学 卒	—	—	—	—	—	
短 大 卒	—	—	—	—	—	
高 校 卒	11	22.8	231,008	33,934	197,074	
中 学 卒	—	—	—	—	—	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査実人員 (人)	平均年齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A) (円)	うち時間外手当(B) (円)	(A)-(B)		
					(円)		
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—		
	守衛	*	46.5	290,700	20,000		270,700
	用務員	*	52.5	345,296	12,896		332,400
教育関係職種	高等学校校長	—	—	—	—		
	高等学校教頭	4	59.0	497,478	9,874	487,604	
	高等学校教諭	39	43.6	373,427	9,409	364,018	
研究関係職種	研究所長	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
	研究室(係)長	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の長	
	主任研究員	—	—	—	—	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研究員	—	—	—	—		
	研究補助員	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)		
医 療 関 係 職 種	病院長	*	62.0	2,143,850	0	2,143,850	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副院長	3	51.5	1,728,588	13,121	1,715,467	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医師	15	51.2	1,288,406	30,395	1,258,011	
	歯科医師	—	—	—	—	—	
	薬局長	3	55.2	437,568	0	437,568	部下に薬剤師 2 人以上
	薬剤師	10	43.8	354,930	5,820	349,110	
	診療放射線技師	16	43.7	306,436	4,922	301,514	
	臨床検査技師	22	38.5	248,289	4,148	244,141	
	栄養士	26	40.2	241,906	3,395	238,511	
	理学療法士	60	36.7	305,650	16,783	288,867	
	作業療法士	51	37.2	290,318	13,686	276,632	
	総看護師長	3	56.8	464,754	1,487	463,267	部下に看護師長 5 人以上
	看護師長	67	49.6	351,493	20,111	331,382	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看護師	178	38.2	294,618	25,249	269,369	
准看護師	73	51.0	272,818	29,906	242,912		

その3 再雇用者
企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A) - (B) (円)		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	*	63.5	754,000	0	754,000	その1の1 企業規模計の 備考欄参照
	事務・技術部長	5	63.9	480,303	0	480,303	
	事務・技術部次長	3	62.5	418,297	0	418,297	
	事務・技術課長	4	65.0	326,760	9,121	317,639	
	事務・技術課長代理	*	60.5	334,492	0	334,492	
	事務・技術係長	9	62.7	306,491	18,777	287,714	
	事務・技術主任	3	63.5	280,204	11,783	268,421	
	事務・技術係員	147	62.9	242,700	18,478	224,222	

第4表 民間事業所の従業員と職員との対応関係

行政職 給料表	民間企業		
	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模100人未満 の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7 級			支店長、工場長、 部長、部次長
6 級	課長代理	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第5表 民間における初任給の改定状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		19.0	(33.8)	(66.2)	(—)	81.0
	500人以上		33.4	(29.5)	(70.5)	(—)	66.6
	100人以上 500人未満		19.5	(37.4)	(62.6)	(—)	80.5
	100人未満		(—)	(—)	(—)	(—)	100.0
高校卒	規模計		8.8	(49.3)	(50.7)	(—)	91.2
	500人以上		7.4	(27.8)	(72.2)	(—)	92.6
	100人以上 500人未満		7.4	(58.9)	(41.1)	(—)	92.6
	100人未満		14.1	(50.0)	(50.0)	(—)	85.9

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第6表 民間における家族手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		71.5%
配偶者に家族手当を支給する		(85.4%)
家族手当制度がない		28.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	8,822円
	配偶者と子1人	13,866円
	配偶者と子2人	18,827円

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第7表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
20.5	(33.7)	(66.3)	79.5

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第8表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

企業規模 項目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	58.9	41.1	50.3	49.7	45.6	54.4
500人以上	61.0	39.0	44.1	55.9	44.5	55.5
100人以上 500人未満	61.0	39.0	54.7	45.3	45.5	54.5
100人未満	50.6	49.4	47.1	52.9	47.2	52.8

第9表 民間における定年制の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.5 %	84.7 %	13.9 %	1.5 %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課長級		39.7 %	39.7 %	60.3 %
非管理職		47.4 %	39.7 %	52.6 %

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(次表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第11表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和5年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
50 %	65 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

Ⅱ 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における勤労者世帯の地域区分のうち、食料費については高知市、食料費以外については中都市の令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

また、1人世帯については、上記の費目別平均支出金額を、全国の4人世帯の各費目別平均支出金額で除して求めたものに、人事院が算定した1人世帯の金額を乗じて、各費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して求めたもの（人事院作成）

第12表 高知市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	32,600	32,870	51,760	70,650	89,530
住 居 関 係 費	48,350	51,430	46,730	42,030	37,340
被 服 ・ 履 物 費	5,630	3,830	6,200	8,560	10,930
雑 費 I	23,710	24,670	47,240	69,810	92,380
雑 費 II	10,920	12,760	17,740	22,730	27,710
計	121,210	125,560	169,670	213,780	257,890

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.371	0.584	0.797	1.010
住 居 関 係 費	0.894	0.812	0.731	0.649
被 服 ・ 履 物 費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑 費 I	0.178	0.341	0.504	0.667
雑 費 II	0.227	0.315	0.404	0.493

Ⅲ 労働経済関係資料

第13表 労働経済指標

	① 実（ 質GDP 国内総 生産）	② 常（ 用調 査用 産指 業計）	③ 有効求人倍率 （季節調整値）		④ 完（ 全季 失業 調整 値）	⑤ きまって 支給する給与 （調査産業計）				⑥ 所定内給与 （調査産業計）			
			全国	全国		高知県	全国	全国	高知県	全国	高知県		
	前 前 年 度 同 比 ・ （%）	前 前 年 度 同 比 月 ・ （%）	（倍）		（%）	（千円）	前 前 年 度 同 比 月 ・ （%）	（千円）	前 前 年 度 同 比 月 ・ （%）	（千円）	前 前 年 度 同 比 月 ・ （%）	（千円）	前 前 年 度 同 比 月 ・ （%）
令和3年度	2.7	△ 0.4	1.16	1.11	2.8	298.2	1.7	248.3	△ 1.6	274.4	1.1	232.6	△ 1.4
令和4年度	1.4	△ 0.3	1.31	1.21	2.6	304.5	2.1	255.3	2.8	279.6	1.9	241.0	3.6
4月	1.3	△ 1.1	1.24	1.15	2.6	307.9	2.5	253.5	0.6	281.9	2.2	239.4	2.0
5月		△ 0.9	1.25	1.16	2.6	301.2	2.2	251.7	1.2	277.2	1.9	238.2	2.7
6月		△ 0.6	1.27	1.16	2.6	304.0	2.3	253.2	2.5	280.0	2.1	239.6	3.3
7月	△ 0.3	△ 0.6	1.28	1.19	2.6	303.7	2.0	253.0	1.7	279.1	1.9	239.3	2.6
8月		△ 0.5	1.31	1.21	2.5	301.9	2.3	254.3	3.0	277.7	2.2	240.5	4.1
9月		△ 0.4	1.32	1.22	2.6	304.0	2.6	257.0	3.4	279.7	2.2	243.2	4.7
10月	0.1	△ 0.5	1.34	1.23	2.6	305.3	2.3	257.3	4.0	279.9	1.8	242.8	4.4
11月		△ 0.3	1.35	1.23	2.5	305.7	2.6	256.9	3.5	280.0	2.2	242.5	4.6
12月		△ 0.3	1.36	1.24	2.5	305.9	2.5	255.2	3.4	280.1	2.3	241.9	4.6
令和5年1月	0.8	0.6	1.35	1.26	2.4	303.9	1.7	258.4	4.1	279.5	1.7	241.9	3.2
2月		0.6	1.34	1.27	2.6	303.5	1.4	256.7	4.1	279.1	1.5	241.1	5.1
3月		0.6	1.32	1.21	2.8	306.8	1.0	256.4	2.5	281.6	1.0	242.1	2.3
4月	1.2	0.7	1.32	1.19	2.6	310.9	1.0	263.2	3.8	285.1	1.2	247.1	3.2
5月		0.8	1.31	1.15	2.6	307.7	2.1	261.9	4.0	283.5	2.2	246.3	3.4
6月		0.6	1.30	1.14	2.5	309.5	1.8	263.6	4.1	285.2	1.8	248.2	3.6
資料出所	内閣府	厚生労働省	高知 労働局	総務省	厚生労働省	県統計分析課	厚生労働省	県統計分析課					

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑨、⑩は令和2年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出 (勤 労 者 世 帯)						⑩ 消 費 者 物価指数		
全国	高知県	全国	高知県	全 国		中 都 市		高 知 市		全国	高知市	
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前 年 比 同 ・ 月 比 (%)	(千円)	前 年 比 同 ・ 月 比 (%)	(千円)	前 年 比 同 ・ 月 比 (%)	前 年 度 同 比 ・ 月 比 (%)	前 年 度 同 比 ・ 月 比 (%)	
142.5	141.3	11.7	7.8	311.2	2.2	317.6	3.8	304.6	2.4	0.1	△ 1.1	
143.5	139.0	12.2	7.2	322.8	3.7	331.1	4.3	321.7	5.6	3.2	2.1	
149.0	143.5	12.9	7.1	344.1	1.6	355.4	0.8	353.4	△ 14.6	2.5	1.9	
137.6	135.1	11.7	6.6	315.0	△ 0.9	333.6	△ 3.7	352.5	17.4	2.5	1.9	
149.6	144.9	12.1	6.7	300.5	6.9	321.8	12.9	316.3	7.3	2.4	2.0	
147.0	140.6	12.1	6.5	317.6	4.9	325.3	3.1	312.0	12.4	2.6	2.5	
139.1	133.8	11.3	6.2	322.4	9.6	350.1	16.2	297.6	15.4	3.0	2.4	
144.0	140.1	12.2	7.0	314.0	6.2	324.8	6.4	311.2	26.6	3.0	2.3	
144.5	140.6	12.6	7.2	328.7	5.1	343.2	7.5	432.2	47.7	3.7	3.1	
146.0	141.2	12.6	7.3	308.1	1.3	317.4	4.7	281.7	△ 4.1	3.8	3.2	
144.2	137.9	12.6	7.3	353.8	2.8	372.9	5.8	339.6	23.2	4.0	2.7	
135.7	132.1	11.8	8.2	331.1	5.3	356.6	16.4	329.1	14.5	4.3	3.1	
139.7	138.2	12.0	8.2	298.7	4.7	310.7	10.6	265.6	0.4	3.3	2.7	
145.8	140.0	12.5	8.6	340.0	△ 1.1	353.1	3.4	327.1	5.0	3.2	2.8	
148.3	146.4	12.6	8.4	334.2	△ 2.9	331.8	△ 6.7	309.0	△ 12.6	3.5	3.2	
140.9	139.3	11.7	8.1	311.8	△ 1.0	315.3	△ 5.5	320.6	△ 9.1	3.2	3.4	
149.7	149.7	11.9	8.1	298.4	△ 0.7	294.3	△ 8.5	280.4	△ 11.3	3.3	3.7	
厚生 労働省	県統計 分析課	厚生 労働省	県統計 分析課	総 務 省								県統計 分析課

IV 職員給与関係資料（令和5年職員給与実態調査）

第14表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 \ 項目	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全 給 料 表	11,742 人	41 歳 6 月	19 年 5 月
行 政 職	3,964	40 . 11	19 . 3
研 究 職	194	42 . 0	18 . 11
医 療 職 (1)	20	45 . 5	20 . 10
医 療 職 (2)	110	42 . 11	20 . 1
医 療 職 (3)	19	44 . 1	21 . 1
小・中学校等教育職	3,795	41 . 9	19 . 1
高等学校等教育職	2,050	44 . 10	22 . 1
警 察 官	1,590	37 . 11	17 . 1

第15表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表 \ 項目	給料表別人員構成比	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	100.0 %	75.7 %	4.5 %	19.8 %	0.1 %	54.7 %	45.3 %
行 政 職	33.8	58.7	5.7	35.5	0.1	56.9	43.1
研 究 職	1.7	96.4	0.5	3.1	—	64.9	35.1
医 療 職 (1)	0.2	100.0	—	—	—	55.0	45.0
医 療 職 (2)	0.9	70.0	30.0	—	—	33.6	66.4
医 療 職 (3)	0.2	—	94.7	5.3	—	10.5	89.5
小・中学校等教育職	32.3	95.7	4.3	—	—	40.8	59.2
高等学校等教育職	17.5	94.2	3.7	2.1	0.0	50.5	49.5
警 察 官	13.5	45.1	0.4	54.3	0.2	88.5	11.5

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第16表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	全 職 員		行政職給料表適用職員	
	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
給 料	円 342,026	円 343,285	円 309,746	円 312,284
扶 養 手 当	7,735	7,864	6,770	6,966
地 域 手 当	425	413	748	721
住 居 手 当	6,822	6,654	6,872	6,740
管 理 職 手 当	4,916	4,830	5,707	5,726
そ の 他	1,972	1,771	671	633
合 計	363,896	364,817	330,514	333,070

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。
 2 その他は、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び単身赴任手当（基礎額）である。

第17表 職員の給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3			1						
4									
5			1						
6			1						
7						2			
8		2							
9	25					1			
10	7	1							1
11	4	1							
12		14	2						1
13	28	39							1
14	5	12	7					1	2
15	3	14	2						4
16	2	43	20						4
17	22	19	12						1
18	4	24	20						3
19	3	8	21						2
20	3	37	25					1	1
21	30	22	23	4					
22	5	21	34	1				1	
23	7	17	24	4					1
24	2	48	32	4					1
25	22	14	32	1					3
26	5	28	27	1					3
27	4	13	25	8					
28	14	39	25	4					5
29	70	14	36	4					1
30	13	43	28	6					3
31	13	15	27	3					1
32	26	18	20	5			2		
33	72	12	29	6	1		1	1	
34	12	17	16	3		1	9	1	
35	7	10	25	6			5	1	
36	19	9	17	6			4	1	
37	64	4	24	12			8		
38	15	8	15	5			2	1	
39	11	5	22	14					
40	9		12	5	1		2		
41	55	1	15	9		1	3		
42	7	5	12	1					
43	22	1	21	11	1	2	1		
44	4		12	10	1				
45	9		9	6	1		2		
46	3		9	8	1		1		
47	12	1	9	7	1				
48	6		6	7		1			
49	3	1	12	7					
50	5		9	6					
51	2		7	6	2		1		
52	1		4	6	1	2			
53	2	1	4	8	2	13			
54	3		1	7		4			
55	2		5	10	2	38			
56	7		6	8		17			
57	3		8	16		11			
58	1		5	13		11			
59			2	19	2	18			
60	1		5	15		4			
61	1		7	19	4	13	1		
62	2		3	12	1	6			
63			3	18	1	12			
64	1		6	8	1	6			
65			1	21	2	5			
66	2		7	18	4	1			
67	1		4	20	5	8			
68			2	9	7	2			
69	1		6	21	4	6			
70			4	15	5	4			
71			5	16	12	6			
72			3	12	6	1			
73			5	7	11	6			
74			2	10	10	3			
75			5	20	12	4			
76			3	16	7	5			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			6	7	40	31			
78			4	17	22				
79	1		5	17	11				
80			3	11	8				
81			4	16	29				
82			2	14	11				
83			3	13	15				
84			3	12	6				
85			12	12	135				
86			5	7					
87			7	10					
88			3	20					
89			4	12					
90			5	5					
91			7	9					
92			4	12					
93			6	200					
94			10						
95			4						
96			3						
97			9						
98			7						
99			7						
100			4						
101			9						
102			4						
103			10						
104			4						
105			8						
106			5						
107			7						
108			4						
109			4						
110			4						
111			5						
112			2						
113			35						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	683	582	1,060	918	385	245	42	28	21
							合計		3,964

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下同じ。)

その2 研究職

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5				1		
6						
7						
8						
9						
10			1			
11						
12						
13			5			
14				3		
15			1	1		
16						
17			6			
18			1	2		
19			1			
20						
21			3	3		
22			1	2		
23			2			
24			4	3		
25			1	2		
26						
27			3	6		
28			4	1		
29			2	1		1
30			4			
31			1			
32			4	1		
33				4		
34			2	1		
35			1			
36				1		
37			2	1		
38			1	2		
39			1			
40			3			
41			1	1		
42			2	1		
43				3		
44			2	1		
45						
46						
47						
48						
49				2	1	
50					4	
51				2		
52						
53				2	1	
54						
55					1	
56						
57					1	
58						
59				1	1	
60						

号給	級	1	2	3	4	5
61				1		
62				2		
63						
64						
65						
66						
67					1	
68				1		
69						
70						
71					1	
72						
73				1		
74						
75				1		
76						
77				1		
78				1		
79				1		
80						
81				1		
82						
83						
84						
85				1		
86				1		
87				1		
88				2		
89				60		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	59	123	11	1
				合計	194	

その3 医療職(1)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12			1	
13	4			
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20		1		
21				
22				1
23				
24				
25		1		
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				1
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

級 号給	1	2	3	4
49				
50				
51				
52				
53			1	1
54				
55				
56				
57				1
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				2
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	5	2	4	9
合計				20

その4 医療職(2)

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4								
5			1					
6								
7								
8								
9			1					
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19			4					
20								
21		2	1					
22								
23			2					
24			1					
25								
26			1					
27								
28								
29					2			
30								
31					2			
32								
33			2		1			
34								
35			2					
36			1		1			
37			3		2			
38			1		2			
39					1			
40			1					
41					1			
42					2	1		
43							1	
44			2		1	1		
45								
46			3					
47					1		2	
48							1	
49								
50					1	1		
51								
52					1		1	
53					1			
54								
55						2		
56								

号給	級	1	2	3	4	5	6	7
57								
58				1				
59								
60								
61						1		
62						1		
63								
64						2		
65					1			
66						1		
67					1	1		
68						2		
69								
70					1	1		
71					3	1		
72								
73								
74							1	
75								
76								
77					2			
78							1	
79							2	
80							1	
81					1	1		
82								
83					1			
84							1	
85					1	11		
86					1			
87					1			
88								
89								
90								
91						1		
92						1		
93						1		
94								
95								
96								
97					1			
98								
99								
100								
101								
102						1		
103								
104								
105						6		
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計		2	26	11	36	32	3	0
						合計	110	

その5 医療職(3)

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21			1				
22							
23							
24							
25							
26							
27				1			
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36						1	
37							
38							
39							
40							
41				1			
42							
43							
44							
45							
46							
47					1		
48							
49					1		
50							
51				1	1		
52							
53							
54							
55			1	1			
56							
57				1	1		
58							
59			1				
60			1				
61							
62							
63							
64							
65							
66					1		
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77					1		
78						1	
79							
80							
81							
82							
83							
84							

号給	級	1	2	3	4	5	6	
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97			1					
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111			1					
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計		0	6	5	6	2	0	
		合計					19	

その6 小・中学校等教育職

(単位:人)

号給	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			2			
16			79			
17			12			
18						
19			108			
20			1			5
21			17			3
22			1			2
23			112			4
24			21			6
25			2			22
26			4			20
27			103			19
28			2			9
29			21			16
30			6			11
31			78			15
32			16			8
33			32			12
34			72			3
35			12			49
36			35			
37			11			
38			52			
39			9			
40			32			
41			9			
42			54			
43			15			
44			27			
45			11			
46			49		1	
47			7			
48			50			
49			15			
50			44			
51			16			
52			24			
53			21	1		
54			31			
55			17			
56			45		1	
57			21			
58			33			
59			26		1	
60			32	1		
61			19		1	
62			24		1	
63			21	1		
64			20		1	
65			25			
66			19	1	1	
67			31		2	
68			18	1		
69			26		2	
70			14		1	
71			22	1	1	
72			11	1	3	
73						
74						

号給	級	1	2	特2	3	4
75			18		1	
76			9		1	
77			21		5	
78			11		7	
79			30		9	
80			13		10	
81			20		6	
82			10	1	9	
83			18		16	
84			7		18	
85			18	4	10	
86			14	3	6	
87			23		10	
88			10	1	10	
89			12	1	15	
90			14	1	12	
91			19	1	6	
92			13		11	
93			20	2	100	
94			12	3		
95			17	2		
96			14	1		
97			17	3		
98			13	2		
99			24	1		
100			9	2		
101			10	1		
102			17			
103			9	1		
104			12			
105			12	1		
106			23	1		
107			13	1		
108			11	1		
109			10	6		
110			9			
111			8			
112			7			
113			17			
114			15			
115			10			
116			11			
117			17			
118			11			
119			17			
120			13			
121			20			
122			17			
123			14			
124			16			
125			7			
126			16			
127			9			
128			21			
129			19			
130			8			
131			14			
132			8			
133			22			
134			10			
135			23			
136			19			
137			35			
138			16			
139			36			
140			38			
141			34			
142			38			
143			46			
144			45			
145			39			
146			34			
147			40			
148			32			
149			297			
計		0	3,266	47	278	204
				合計	3,795	

その7 高等学校等教育職

(単位:人)

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		11			
6					
7		3			
8					
9		20			
10					
11		4			
12		1			
13		17			
14					
15		1			
16		1			
17		25			
18					
19		10			
20		2			
21		25			
22		5			
23		7			
24		14			
25	1	3			1
26		5			2
27		7			
28		23			
29		5			
30		7			
31		11			1
32		13			1
33		8			2
34		8			
35		3			5
36		18			7
37		3			20
38	1	13			
39		6			
40	1	18			
41	1	7			
42	1	17			
43		10			
44	1	15			
45		11			
46		22			
47	1	8			
48	3	13			
49		12			
50	2	14			
51	1	15			
52	4	25			
53	1	17			
54		3			
55		11		1	
56		7			
57	2	13		1	
58		11			
59	1	11			
60	1	10			
61	1	7		2	
62		8		1	
63	5	13		2	
64		5		3	
65		14		3	
66	1	8		6	
67	1	10	1	3	
68	2	9		5	
69		14		3	
70	2	5		2	
71	1	12		3	
72	1	6		6	
73		9		2	
74		7			
75	2	10		4	
76	1	3	1	2	

級 号給	1	2	特2	3	4
77	1	8		34	
78		6			
79		10			
80	2	7			
81	3	14			
82		12			
83	2	13			
84	2	9			
85	2	11	2		
86		10			
87	1	12	1		
88	3	10			
89	2	16	1		
90		11	1		
91	1	19	1		
92	3	8	1		
93	1	10			
94		6	1		
95		16	2		
96	1	8			
97	3	11			
98	2	8	1		
99	2	12			
100	1	6			
101	3	17	1		
102	2	7			
103	1	13			
104	1	11			
105	2	10			
106		8	1		
107	4	11	1		
108	2	9			
109	2	15	2		
110	1	13			
111	2	14			
112	6	11			
113		11			
114	1	13			
115	2	17			
116	1	15			
117		18			
118	2	5			
119	1	17			
120	3	16			
121	2	13			
122	2	15			
123	2	20			
124	1	13			
125	1	17			
126		18			
127	3	21			
128	2	11			
129		34			
130		25			
131	2	38			
132	2	23			
133		34			
134	1	23			
135	1	19			
136	1	10			
137	1	229			
138	1				
139	2				
140					
141	5				
142	2				
143	1				
144	1				
145	2				
146					
147	2				
148	1				
149					
150					
151	2				
152					
153	7				
計	154	1,756	18	83	39

合計 2,050

その8 警察官

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	16								
8	5								
9	3								
10									
11	16								
12									
13	2								
14	1								
15	3								
16	3								
17	19								
18	6								
19	2								
20			2						
21	16								
22	4		1						
23	3			2					
24	2		1	1					
25	37			1					
26	4		2						
27	9		2	1					
28	21	8							
29	19	1	1						
30	4	19	4	1					
31	4	2		1					
32	14	11	7	3					1
33	4	2	2						3
34	9	18	5	1	1				1
35	5	2	2	2	1				
36	5	11	4	3	2				1
37	3	16	2	3					
38	4	7	3	2	2				
39	2	2	3	1					
40	1	6	5	2	2				
41		9	8	4	1				1
42	3	9	3	3	1				
43	1	7	8	2	1				
44	1	4	8	4	1				
45	1	10	4	2	2				
46	1	12	5	3	2				
47	2	5	4	1	2		1		
48	1	1	6	3	1			1	
49		9	6	3	2				
50		11	9	2	2				
51	1	11	6	3	1				
52		11	9	3	3			2	
53		9	6	4				4	
54	1	9	11	2	6		1		
55		2	8	4	4	1	1	1	
56	1	13	5	8	2				
57	1	7	5	3	5		7		
58		7	8	3	1		1		
59		7	6	4	4		1	3	
60		8	7	8	3				
61		3	4	1	3		4	1	
62		7	11	6	2	1	2		
63		1		3	3	2	4		
64		2	6	3		1	2		
65	1	4	5	1	5		2		
66		1	4	6	3				
67		2	2	5	6		2		
68		1	3	3	5	1	1		
69		1	5	3	7	1			
70		2	6	3	4				
71		1	1	2	4		3		
72		1	4	4	4	2	2		
73		2	3	6	7	2	3		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
74		1	6	6	5	1	3		
75			2	2	8	1	3		
76		1	5	2	8	1			
77			9	10	5	13	8		
78		1	5	7	1	6			
79			3	2	10	1			
80			4	2	4	2			
81			5	5	6	2			
82			5	3	3	1			
83			2	4	5	1			
84			2	2	2	1			
85			2	6	5	13			
86			6	1	2				
87		1	1	3	2				
88			7	3					
89			1	4	4				
90			3	4					
91			4	8	3				
92			3	5	3				
93			2	5	32				
94			3	3					
95			2	4					
96			4	2					
97			1	2					
98			1	3					
99			3	7					
100			1	3					
101			3	5					
102			2	2					
103			2	3					
104			2	2					
105			4	3					
106			3	1					
107			3	3					
108			1	2					
109			1	4					
110			1	1					
111				7					
112									
113			1	6					
114				4					
115				4					
116			1	1					
117			3	3					
118				1					
119				5					
120				1					
121			1	4					
122			1	1					
123				5					
124				3					
125			1	26					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	261	298	354	340	213	54	51	12	7
							合計		1,590

第18表 職員の通勤状況

その1 交通機関の種類別通勤状況
(交通用具併用者を除く。)

種類		運賃		計
		56,200 円以下	56,201 円以上	
バス	人数 (人)	175		175
	構成比 (%)	100.0		100.0
	運賃平均 (円)	15,223		15,223
鉄道	人数 (人)	159	1	160
	構成比 (%)	99.4	0.6	100.0
	運賃平均 (円)	14,111	62,353	14,413
電車	人数 (人)	234		234
	構成比 (%)	100.0		100.0
	運賃平均 (円)	9,449		9,449
交通機関の乗継ぎ等	人数 (人)	23		23
	構成比 (%)	100.0		100.0
	運賃平均 (円)	17,594		17,594
計	人数 (人)	591	1	592
	構成比 (%)	99.8	0.2	100.0
	運賃平均 (円)	12,730	62,353	12,814

その2 交通用具の種類別通勤状況
(交通機関併用者を除く。)

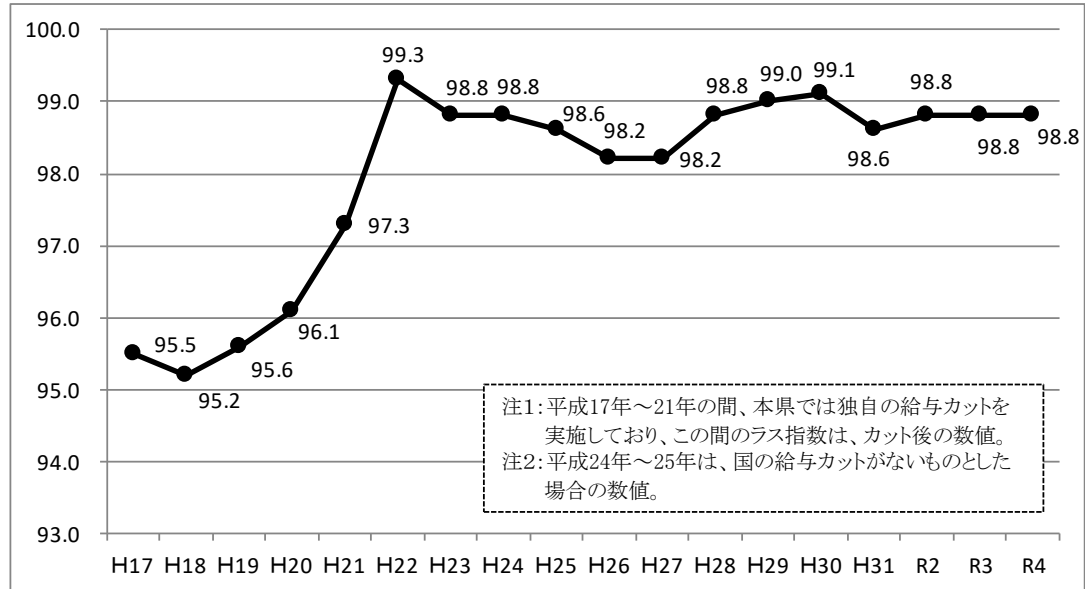
交通用具		距離					計
		2km 以上 20km 未満	20km 以上 40km 未満	40km 以上 50km 未満	50km 以上 60km 未満	60km 以上	
自転車	人数 (人)	704					704
	構成比 (%)	100.0					100.0
	手当平均 (円)	3,674					3,674
二輪車等	人数 (人)	766	6	1	1		774
	構成比 (%)	99.0	0.8	0.1	0.1		100.0
	手当平均 (円)	5,308	16,333	27,200	41,150		5,468
自動車	人数 (人)	5,620	1,560	322	138	81	7,721
	構成比 (%)	72.8	20.2	4.2	1.8	1.0	100.0
	手当平均 (円)	6,190	17,062	28,639	34,410	40,082	10,183
計	人数 (人)	7,090	1,566	323	139	81	9,199
	構成比 (%)	77.1	17.0	3.5	1.5	0.9	100.0
	手当平均 (円)	5,845	17,060	28,635	34,459	40,082	9,288

その3 通勤方法別割合

全職員	11,742人	100.0%
交通用具使用者	9,199人	78.4%
交通機関利用者	592人	5.0%
交通機関と交通用具併用者	84人	0.7%
非受給者	1,867人	15.9%

V 国家公務員給与との比較

第19表 ラスパイレス指数の推移



第20表 平均給料月額

(単位：百円、%)

	R3	R4	R5 改定後
県(行政)	3,150	3,122	3,129
国(行(一))	3,228	3,214	3,228
差額	▲ 78	▲ 92	▲ 99
率	▲ 2.42	▲ 2.86	▲ 3.07

第21表 給料表の水準(全級号給の合計額)

(単位：百円、%)

	R3	R4	R5 改定後
県(行政)	2,476,984	2,479,713	2,499,553
国(行(一))	2,445,034	2,449,228	2,470,310
差額	31,950	30,485	29,243
率	1.31	1.24	1.18

VI 人事院勧告関係資料

令和5年 人事院勧告・報告について

職員一人一人が躍動でき
Well-beingが実現される公務を目指して


令和5年8月
人事院

1


基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く
➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠


職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にあふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

2

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

3

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

4

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップアート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

5

4 給与勧告・報告の内容

過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ
テレワーク中心の働き方をとする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設(月額:3,000円)

【官民較差】3,869円(0.96%)

→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

月例給 [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較]

- ✓ 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較]

- ✓ 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

在宅勤務等手当 [新設]

- ✓ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給(受給者に係る通勤手当の取扱いを併せて措置)

その他 [非常勤職員の給与等]

- ✓ 本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(-)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,713,000円(+105,000円、+1.6%)

勧告後の初任給(行政職俸給表(-)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円

本府省業務職給与等と並び
地方官署業務職給与等

6

本年の勤務時間に関する勧告のポイント

概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。
(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)
(令和7年4月1日施行)

趣旨

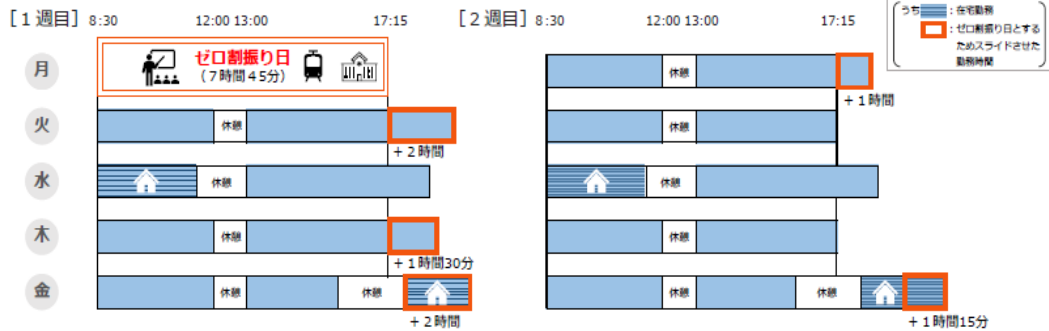
- フレックスタイム制等の柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務効率の向上にも資する。
- 今般の措置は、これらの柔軟な働き方の効果をより一層発揮させるために行うもの。

活用例

想定されるニーズ

単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、大学院通学、地域活動 等

活用イメージ 例：1週目の月曜日を勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）とする



給与と制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1 人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- 新卒初任給の引上げ
- 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- 特定任期付職員のボーナス拡充
- 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

② 円滑な配置等への対応

- 地域手当の大きくくり化
- 新幹線通勤に係る手当額見直し
- 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- 扶養手当の見直し
- テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討